日本小児看護学会誌投稿規程

1. 投稿の資格

投稿者は、著者および共著者すべて、本学会員であること。但し、編集委員会から依頼された原稿はこの限りではない。

2. 原稿の種類

- 1) 原稿の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、資料、その他のいずれかであり、原稿にその何れかを明記する。
- 【総説】看護学に関わる特定のテーマについて文献 考察を行い、当該テーマについて総合的に現状 と展望を明らかにしたもの。
- 【原著】独創的で、新しい知見や理解が論理的に 示されているもの。
- 【研究報告】内容的に原著には及ばないが、研究 結果の意義が大きいもの。
- 【実践報告】ケースレポート、フィールドレポート など。
- 【資料】小児看護学に関連する有用な調査データや 文献などにより会員の参考になるもの。
- 【その他】上記以外において編集委員会が適当と 認めたもの。
- 2) 投稿原稿は、小児看護に関する論文で、他の 出版物(国の内外を問わず)に発表あるいは 投稿されていないものに限る。

3. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていること。

4. 投稿手続

- 1) 投稿原稿は5部(正本2部、副本3部)を送付 する。本文の原稿には氏名を記載しないこと。
- 2) 原稿には所定の表紙(学会誌最終頁に綴じ込まれているものをコピー、<u>または、学会ホームページからダウンロードして使用</u>)に、原稿の種類、和・英の表題、および和・英のキーワード(5 語以内)、著者氏名、会員番号、所属団体・部署とその英訳、原稿枚数、別刷部数を明記する。
- 3) 論文提出時には、投稿論文チェックリストに沿って原稿を確認し、送付時に原稿に添付する。
- 4) 副本3部は査読用に用いるため、著者氏名、会員番号、所属団体、共同研究者氏名を省いた表紙を添付すること。また、本文から謝辞を取り外し、所属や研究施設が特定できる事項を隠すための処理(伏字など)を行う。
- 5) 原稿は封筒の表に「日本小児看護学会誌原稿」 と朱筆し、右記に直接郵送する。

〒150−0012

東京都渋谷区広尾 4-1-3 日本赤十字看護大学 一般社団法人日本小児看護学会編集委員会 江本 リナ 宛

5. 原稿の受付および採否

- 1) 原稿の締切りは、4月<u>第3週金曜日</u>必着(11月 発行分)、8月<u>第3週金曜日</u>必着(3月発行分)、 12月第3週金曜日必着(7月発行分)とする。
- 2) 原稿の到着日を受付日とする。
- 3) 投稿原稿の採否は、査読を経て編集委員会が 決定する。
- 4) 採否は本人に通知し、原稿は返却しない。
- 5)編集委員会は、投稿原稿について修正を求める ことがある。その場合には、定められた期日 までに再提出すること。
- 6)編集委員会の判定により、論文の種類の変更を 著者に求めることがある。

6. 原稿執筆要領

- 1) 原稿は原則として、ワードプロセッサーで作成する。最終原稿ではCD-ROM入稿を受け付ける。
- 2) A4判横書きで、38字×30行とし、適切な行間 をあける。
- 3) 本文の原稿には、中央にページ番号を入れる。
- 4) 投稿原稿の1編は本文、文献、図表を含めて 下記の枚数以内とする。これを超えるものに ついては受理しない。

原著論文 10 枚以内 研究報告 10 枚以内 その他 9 枚以内

- 5) 図、表および写真は、1点を1枚の用紙に刷り あがりの大きさで作成し、番号と表題を記入し、 本文とは別に巻末にまとめる。本文右欄外に それぞれの挿入希望位置と大きさを付記する。
 - A (刷りあがり1ページ)

1700 字相当

B (刷りあがり 1/2 ページ)

850 字相当

C (刷りあがり 1/4 ページ)

430 字相当

D (刷りあがり 1/6ページ)

280 字相当

- 6) 文献記載について
- (1) 本文中の引用文献記載について

引用文献は文中の引用部分の後に()を付し、 そのなかに、著者の姓および発行年次(西暦)を 記載する。記載方法は、下記の例示のごとくする。 ①和文献 単著

- 例) ここにあげた基礎看護技術演習項目は、 先行研究をもとに抽出したものだが(筒 井, 1998)、……。
- ②和文献 共著(4人目以降は他とする)
 - 例) 学生は、実習前から子どもや親と関わる ことを不安に感じており (伊藤, 飯村, 江本他, 2001)、……。

③英文献 共著

- ・2 名の場合
 - 例) Hodgins と Lander (1997) は、……。
 - 例) ……についても研究が行われている (Hodgins & Lander, 1997)。
- 3名の場合
 - 例)学童の苦痛や、不安、痛み、学童の反応な どの視点から (McCarthy, Cool, & Hanrahan, 1998)、……。
- ・3 名以上の場合
 - 例) 学童が注射に対してどのように対応しているかについても研究が行われている (Jacobsen, Manne, & Gorfinkle, et al., 1990)。
- (2) 巻末の引用文献記載について

文献は最後にアルファベット順に一括して引用文献のみを記載する。また、著者が3人以上の場合は、3人までを記載し、それ以降は"他"(英文の場合は"et al.")とする。

巻末の引用文献の記載方法は、下記の例示のごと くする。

- ①雑誌掲載論文・・・著者名(発行年次). 論文表題. 雑誌名, 巻(号), 頁-頁.
- 例) 和文献の記載例

二宮啓子, 蝦名美智子, 半田浩美 他(1999). 検査・処置を受ける子どもへの説明と納得の 過程における医師・看護者・親の役割. 日本 小児看護学会誌, 8(2), 22-30.

例) 英文献の記載例

Schulz, J. B., Raschke, D., &Dedrick, C., et al. (1981). The effect of a preoperational puppet show on anxiety level of hospitalized children. Child Health Care, 9(4), 118-121.

- *英文献の著者名の記載は、姓, (カンマ) 名前の頭 文字. (ビリオド) とする。
- ②単行書・・・著者名 (発行年次). 本の表題. 発行所.
- 例) 本田和子 (1992). 異文化としての子ども. 筑摩書房.

編著者の場合;論文著者名(発行年次). 論文 表題. 編者名, 所収の単行本の表題 (pp. 最初 の頁と最後の頁). 発行所.

- 例) 飯村直子 (1998). 病気をもつ子どもの家族からのメッセージとその援助. 筒井真優美編,これからの小児看護(pp. 78-100). 南江党
- ③翻訳書・・・著者名(原綴りのまま)(原書発 行年次)/訳者名(翻訳書の発行年次).翻訳 書表題.発行所.
- 例) Toombs, S. K. (1992)/永見勇(2001). 病いの意味. 日本看護協会出版会.
- ※同一著者の同一年に発行された論文を引用

- する場合、発行月の若い方を "a"、次を "b" のようにする。
- 例)Hardgrove, C. (1980a) Children respond to therapeutic art. Hospitals, 54(8).67-69. Hardgrove, C. (1980b) Helping parents on the pediatric ward. Paediatrician, 9(3). 220-223.
 - ④オンライン文献・・・発行機関名 (調査/発行 年次). 表題. アクセス年月日, ページの URL
- 例)厚生労働省,統計情報部人口動態・保健統計 課保健統計室(2002). 平成14年患者調査:3閲 覧第42表受療率(人口10万対),性・年齢階級 ×傷病分類別. 平成18年4月4日アクセス, http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/150/2002/toukeihyou/0004441/t0092030/e42_001.html
- ※統計や法制など官公庁や公的機関からだされている情報のみオンライン文献の使用を認める。
- 7) すべての投稿原稿は、和文抄録 400 字程度をつけること。原著を希望する場合には、和文抄録 400 字程度にくわえ、英文抄録 250 語程度をつけること。ただし、すべての原稿の種類で英文 抄録の掲載が可能である。
- 8) 学会、研究会等で発表したものは末尾にその旨を明記する。

7. 著作権のこと

著作権は本学会に帰属する。掲載後は本学会の承 諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。<u>また、引用</u> 転載にあたっては、編集委員長の承諾を得ること。

8. 著者校正

著者校正を1回行う。但し、校正の際の加筆は 原則として認めない。

9. 著者が負担すべき費用

- 1) 別刷りは、全て実費を著者負担とする。
- 2) 図表等、印刷上、特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附 則

この規定の改正は、2000年4月1日から施行する。 この規定の改正は、2002年3月2日から施行する。 この規程の改正は、2004年7月16日から施行する。 この規定の改正は、2005年7月23日から施行する。 この規定の改正は、2006年7月29日から施行する。 この規定の改正は、2008年7月26日から施行する。 この規定の改正は、2009年7月18日から施行する。 この規定の改正は、2014年5月11日から施行する。 この規定の改正は、2014年5月11日から施行する。 この規定の改正は、2015年7月24日から施行する。